

固定資産税 都市計画税など

納期限は6月2日

固定資産税・都市計画税(第1期分)、軽自動車税、自動車税の納期限は6月2日です。いずれも納税通知書は発送済みです。

【問合せ】 固定資産税・都市計画税…資産税課(0798・35・3269)▷軽自動車税…税務管理課(0798・35・3209)▷納税について…納税課(0798・35・3238)▷自動車税…県西宮県税事務所(0798・39・6113)
※コンビニエンスストアでも納税できます。取り扱い店舗は納税通知書で確認を

年金収入400万円以下で

確定申告・

市県民税申告していない人へ

平成23年分の確定申告から、所得税法の改正により、公的年金収入400万円以下で公的年金以外の所得が20万円以下の人は、所得税の確定申告の義務がなくなりました。

しかし、市県民税について、年金天引き分以外の社会保険料控除や生命保険料控除などを受ける場合や公的年金以外の所得がある場合は、市県民税の申告をしてください。

問合せは市民税課(0798・35・3267)へ。

4月1日現在で65歳になる 年金所得のある人へ

4月1日現在、65歳以上の人の公的年金等所得に係る市県民税は、原則、公的年金からの特別徴収(年金天引き)での納付になります。

適用初年度は、税額の半分は1期(6月)、2期(8月)の納付書または口座振替による納付となり、残り半分は10・12月、来年2月の年金からの天引きによる納付となります。

問合せは市民税課(0798・35・3267)へ。

◎わが家の耐震改修促進事業

補助内容	☆県の補助制度		★市の補助制度	
	耐震改修計画の策定にかかる費用	耐震改修工事にかかる費用	一般型	小規模型
補助内容	耐震改修計画の策定にかかる費用	耐震改修工事にかかる費用	耐震改修工事にかかる費用	耐震改修工事にかかる費用
対象者	県内に対象住宅を所有する人		市内に対象住宅を所有する人	
対象住宅	昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、木造住宅の場合は評点1.0未満、非木造住宅の場合は構造耐震指標(IS値)が0.6未満であるなど		昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建住宅で、耐震診断の結果、評点0.7未満であるなど	
補助額	対象費用の2/3(上限20万円)	対象費用の1/3(上限80万円)(※)	対象費用の1/4(上限30万円)	対象費用の1/2(上限20万円)
備考	改修後の評点が1.0以上になる耐震改修計画であることなどの条件あり		所得が1200万円以下などの条件あり(※)条件により補助金の加算あり	県の補助制度と一体的に利用(県の補助金の交付が必要)

注) 補助金交付の決定前に、工事等を契約している場合は補助の対象外

市は、簡易耐震診断の受付を5月14日から開始します。今年度の募集棟数は、約110棟の予定です。申込は所定の申込書など必要書類を建築指導課(市役所南館2階)0798・35・3705へ。受付順。申込書は同課で配布します。※住宅の所有者からの申込に限ります

【対象建築物】 昭和56年5月以前に着工した住宅(戸建住宅、長屋、共同住宅、過半数が住宅の兼用住宅) ※建築確認通知書や建築図面(平面図)があれば、診断がスムーズに行えます

【必要書類】 ①所定の申込書(印鑑が必要)、②建築年度に分かる書類(建物の登記簿抄本など)、③共同住宅(分譲の場合は耐震診断の実施に関する総会か理事会の議事録(写し)、長屋の場合は申込棟の所有者全員の同意書

【費用】 木造戸建住宅3000円、木造以外の戸建住宅6000円 ※共同住宅や長屋などは問合せを

わが家の耐震改修促進事業

地震に強い住宅目指そう



県と市は、わが家の耐震改修促進事業を行っています。この制度は、市などで実施する耐震診断の結果、耐震改修が必要と診断された住宅の改修費用に補助金を交付する

ものです。左表参照。なお、県や市は特定の業者を派遣・紹介することはありませんのでご注意ください。問合せは市建築指導課(0798・35・3705)へ。

補助 ※4月から「簡易な耐震改修補助成パック」の受付を開始。対象住宅、補助金額など詳しくは市建築指導課へ問合せを

簡易耐震診断の申込受付

対象は昭和56年5月以前に着工した住宅

私道のアスファルト舗装 条件満たせば 市が工事

市は、申請により1回に限って、私道のアスファルト舗装工事を行っています。申請方法など詳しくは道路補修課(0798・35・3075)へ。

【舗装の主な条件】①道幅が側溝を含めて1.8m以上あり、不特定多数の人が利用している▽②公道から沿道に家屋がおおむね続き、通行や整備に支障になる占有物が無い▽③道沿いの家屋から適正に排水が行われており、当分路面を掘り返さない▽④所有者や管理者の承諾があり、道沿いの住民の要望がある▽⑤両端が公道に接している、または一端が公道に接続している行き止まり道で、この道を利用する家屋が10戸以上あるなど ※申請が多数の場合、工事は翌年度以降になることがあります

調査、除去工事費を助成

吹付けアスベスト含有する建築物など

市は、アスベストの飛散による健康被害を予防するため、吹付けアスベストに関する調査費用、除去工事費用に対し補助を行っています。申込方法など問合せは建築指導課(0798・35・3701)へ。

【対象建築物】調査：アスベストを含有している恐れのある吹付け建材が露出して施工されている建築物▽除去工事：アスベストを含有している吹付け建材が露出して施工されている建築物 ※解体予定の建築物は補助対象外

【補助金額】調査：費用の全額(上限25万円)▽除去工事：工事費の3分の1(上限100万円)

休日納税相談を開催

5月24・25日 午前9時～午後5時



市は、滞納市税の早期収納を図るため、催告を続けています。普段、勤務などの都合で平日に納税の相談に来られない人や、事情によりまだ納付していない人を対象に、5月24日(土)・25日(日)に休日納税相談を行います。

また、市のホームページ(くらしの手続き)市税)では、市税や納税について紹介していますのでご覧ください。

問合せは納税課(0798・35・3238)へ。
【時間・会場】午前9時～午後5時に納税課(市役所本庁舎2階) ※当日は正面玄関から入ってください

消費生活ガイド

●相談事例●

大学のサークルの先輩に、「入会すれば人脈が広がる組織がある」と誘われ、先輩の友人に会うことになった。「入会して仲間を増やせば就職にも有利」と言われ興味を持ったが、入会するには50万円の資産運用ソフトを購入しなければならないと言われた。怪しいのではないかと。

○アドバイス○

友人やSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)で知り合った人などから勧誘

学生に広がるマルチ商法的勧誘に注意

され、他の人を勧誘し、その人が入会して商品を購入すれば利益を得られるといったマルチ商法であると考えられます。入会時に購入するソフトで簡単に利益を得られるとは限りません。また、人を誘うことで人間関係を損なうかもしれません。契約後でもクーリング・オフや中途解約ができる場合があります。解約したい、怪しい勧誘を受けているなど困ったときは、まずご相談ください。

トラブルにあったら
消費生活センターに相談を。
0798・64・0999

インフォメーション

◆市から

文教住宅都市宣言
50周年記念誌発行

市は、文教住宅都市宣言50周年記念誌「これまでの西宮」から「Nishinomiyaya」を発行しました。政策推進課(市役所本庁舎4階)、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションで配布しています(無くなり次第終了)。郵送希望の場合は、「50周年記念誌希望」、住所、氏名、電話番号を書いたものと300円分(1冊)の切手を政策推進課(〒662-8567六湛寺町10-3)0798・3

【2月分】(市宛て)★「青い鳥」福祉基金へ 村田泰造、高友福祉積善会、西宮歌謡会、匿名2件(合計141万3335円)

善意の寄託



【社会福祉協議会宛て】★善意銀行へ 武庫川女子大学付属中学校・高校18万6555円 ★物品の寄付 西宮神社 若戎会(福もち)、匿名2件(洗剤セット、石けん) (敬称略)

◆その他

5・3476)へ郵送を。
◆5月は赤十字運動月間
日本赤十字社の趣旨をご理解いただき、活動資金のご協力をお願いいたします。問合せは西宮市社会福祉協議会(0798・23・1140)へ